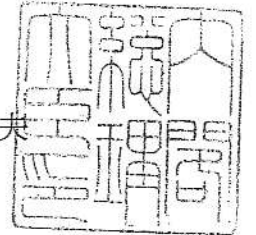




府益担第1540号
平成22年4月1日

一般社団法人日本認知症グループホーム協会
木川田 典彌 殿

内閣総理大臣
鳩山 由紀夫



認定書

平成21年5月12日付け申請に対し、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第4条の規定に基づき、別紙のと通りの公益社団法人として認定する。

1. 法人コード：A003158
2. 法人の名称：一般社団法人日本認知症グループホーム協会
3. 認定を受けた後の法人の名称：公益社団法人日本認知症グループホーム協会
4. 代表者の氏名：木川田 典彌
5. 主たる事務所の所在場所
東京都新宿区本塩町8番地の2
6. 公益目的事業
 - (1) 認知症グループホームに関連する関係法令等で求められる研修を実施し、また、認知症と認知症ケア及び認知症グループホームに関する様々な研究・発表を行うことで、認知症グループホーム事業に関わる知識の向上と人材の育成を図り、併せて地域住民の認知症及び認知症グループホームへの理解を推進する事業
 - (2) 認知症の人と家族、地域住民のための認知症と認知症ケアの啓発啓蒙活動を行ない、認知症と認知症ケア及び介護保険制度に関する最新で正確な情報を発信することで、認知症と認知症ケアの正しい理解と認知症グループホームの普及を図る事業
 - (3) わが国の認知症の人と家族の状況と問題点、介護保険制度下における認知症グループホーム事業の状況と問題点を調査し、厚生労働省をはじめとする関係各方面に政策提言を行ない、また、認知症グループホームにおける質の確保・向上のための相談・指導を通じて、認知症の人と家族及び地域住民並びに認知症グループホーム事業をめぐる環境の改善と健全な発展に寄与する事業
7. 収益事業等
 - (1) 書籍等の販売事業
 - (2) グループホームの総合補償制度事業

平成22年4月1日

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

認定の公示

平成22年4月1日付けで公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第4条の規定に基づく認定をしたので、同法第10条の規定に基づき、別紙のとおり公示する。

1. 法人コード：A003158
2. 法人の名称：一般社団法人日本認知症グループホーム協会
3. 認定を受けた後の法人の名称：公益社団法人日本認知症グループホーム協会
4. 代表者の氏名：木川田 典彌
5. 主たる事務所の所在場所
東京都新宿区本塩町8番地の2
6. 公益目的事業
 - (1) 認知症グループホームに関連する関係法令等で求められる研修を実施し、また、認知症と認知症ケア及び認知症グループホームに関する様々な研究・発表を行うことで、認知症グループホーム事業に関わる知識の向上と人材の育成を図り、併せて地域住民の認知症及び認知症グループホームへの理解を推進する事業
 - (2) 認知症の人と家族、地域住民のための認知症と認知症ケアの啓発啓蒙活動を行ない、認知症と認知症ケア及び介護保険制度に関する最新で正確な情報を発信することで、認知症と認知症ケアの正しい理解と認知症グループホームの普及を図る事業
 - (3) わが国の認知症の人と家族の状況と問題点、介護保険制度下における認知症グループホーム事業の状況と問題点を調査し、厚生労働省をはじめとする関係各方面に政策提言を行ない、また、認知症グループホームにおける質の確保・向上のための相談・指導を通じて、認知症の人と家族及び地域住民並びに認知症グループホーム事業をめぐる環境の改善と健全な発展に寄与する事業
7. 収益事業等
 - (1) 書籍等の販売事業
 - (2) グループホームの総合補償制度事業